

令和6年度第4回匝瑳警察署協議会

- 1 開催日
令和7年2月10日（月曜日）
- 2 開催場所
匝瑳警察署
- 3 出席者
・協議会委員 7人 ・警察署 10人
- 4 業務報告
令和6年中の管内の治安情勢等について
- 5 警察署からの諮問事項
なし
- 6 委員からの要望・意見等

（1）【要望】野焼きがとても気になる。

乾燥しているこの時期、火事になるかもしれない。

また、生ゴミ等も燃やす家庭もあり、煙や臭いの発生でとても困っている。

各々が野焼きをしてはいけないと自覚する方法はないか。

【回答】近隣住民に迷惑をかける焼却行為については行為者に指導し、悪質な行為や行政指導に従わない場合は事件化を図っているほか、地域課員による巡回連絡等を通じて地域住民に対して野焼きの危険性や迷惑性について周知に努めています。

加えて、匝瑳市環境生活課においても「野外焼却は、原則禁止されています。」と題した啓発チラシで注意喚起をしているほか、広報そうさでも啓発活動を実施しており、行政と緊密に連携を図り、広報活動を実施しております。

今後も地域課員による巡回連絡や各種防犯講話の機会を捉えて繰り返しの広報啓発活動を推進してまいります。

（2）【要望】近隣市町で強盗事件があったとニュースになっていた。

深夜早朝に押し入られる場合が多く、住民は寝ているなど、何の心構えもない中で犯人に出くわすことになるとおもうが、それらの事件を未然に防ぐ方法、安全で素早い通報の仕方を教えて欲しい。

【回答】当署管内においては、現時点で強盗事件の発生はありませんが、各種防犯対策としては、犯罪の起きにくい環境作りを推進することが肝要となります。

そのため、「事件を未然に防ぐ方法」として、特に強盗や空き巣等の侵入窃盗の犯人から犯行の機会を奪うために、

- 雨戸を活用すること
- 窓等に補助錠を設置すること
- 窓に防犯フィルムを施工すること
- センサーライトや防犯カメラを設置すること

等があります。

その他、外出時や就寝時における確実な施錠や防犯砂利の活用等、自宅周辺の環境を改善することで、犯人の侵入を防止することにつながります。

次に、「素早い通報について」ですが、例示としては

- 就寝時は枕元や自己の身邊に携帯電話を置くこと
- 警備会社などの非常通報装置を設置すること
- 家族間で通報する際の合言葉等、取り決めをすること

が挙げられますが、躊躇することなく110番通報することを徹底してください。

2月は「巡回連絡強化月間」として制服警察官が管内のご家庭を一軒一軒回って防犯診断を行っていますが、今後も自主防犯力向上のための啓発活動を継続して行ってまいります。

(3)【意見】現在、匝瑳市では、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とする第3次匝瑳市地域福祉計画を策定している。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により策定が努力義務とされている計画で、他の福祉分野の計画を横断的・総合的に統合する上位計画として位置づけられている。

今回、この地域福祉計画の中に内包する形態で、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定による「再犯防止推進計画」を盛り込み、再犯防止に関する施策を展開していくので、御支援・御協力のほど願う。

【回答】県警では、県内に居住する65歳以上の者が万引き事件を起こして警察で取扱いがあった場合に、支援を必要とする者で同意が得られた場合については、管轄する地域包括支援センターと情報共有を図り、再犯防止につなげるという取組を行っているところとなります。

(4)【要望】市内にある駐車場から車が出る最近、見通しが悪くて危険なのでカーブミラーがあると良いと感じます。

【回答】ご指摘の駐車場ですが、駐車場等の路外施設については県警や道路管理者では対応できかねることから、駐車場管理者に直接お申し入れいただきますようお願いいたします。